

平成21年第4回麻績村議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (12月3日)

議事日程.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	4
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議の宣告.....	5
議事日程の説明.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	6
村長あいさつ.....	6
諸般の報告.....	7
請願、陳情、要請等の委員会付託.....	8
承認第1号～承認第5号の一括上程.....	8
議案第1号～議案第6号の一括上程.....	9
散会の宣告.....	9

第 2 号 (12月4日)

議事日程.....	11
出席議員.....	11
欠席議員.....	11
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	11
事務局職員出席者.....	11
開議の宣告.....	12
議事日程の報告.....	12

一般質問.....	1 2
高野長男君.....	1 2
委員長報告.....	1 8
散会の宣告.....	2 1

第 3 号 (1 2 月 9 日)

議事日程.....	2 3
出席議員.....	2 4
欠席議員.....	2 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2 4
事務局職員出席者.....	2 4
開議の宣告.....	2 5
議事日程の説明.....	2 5
承認第 1 号～承認第 5 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 1
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 9
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 1
発議第 1 号の上程、質疑、討論、採決.....	4 2
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	4 2
発議第 3 号の上程、質疑、討論、採決.....	4 3
閉会中の継続審査申し出について.....	4 4
村長あいさつ.....	4 4
閉会の宣告.....	4 5

招 集 告 示

麻績村告示第10号

平成21年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年11月24日

麻績村長 飯 森 文 治

1 日 時 平成21年12月3日(木) 午後1時30分

2 場 所 麻績村役場 議会議場

応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 塚原紀男君
3番 若林今朝路君
5番 小山福績君
7番 尾岸健史君

2番 高野長男君
4番 坂口和子君
6番 宮下 聡君
8番 宮下光晴君

不応招議員（なし）

平成21年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

平成21年12月3日（木）午後1時30分開会

開会（開議）の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長あいさつ
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
議案第 3号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第4号）
議案第 4号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 5号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第 6号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

出席議員（8名）

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 塚原紀男君 | 2番 | 高野長男君 |
| 3番 | 若林今朝路君 | 4番 | 坂口和子君 |

5番 小山福績君

6番 宮下 聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村 長 飯森文治君 副 村 長 市川浩史君

教 育 長 塚原勝幸君 総務課長 立花幹司君

振興課長 飯森 力君 住民課長 柳原俊文君

観光課長 臼井孝夫君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富 書 記 葦澤慶一

開会 午後 1時30分

開会及び開議の宣告

議長（宮下光晴君） お疲れさまでございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第4回麻績村議会定例会第1日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、信濃毎日新聞社より議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において、審議予定表のとおり決定しておりますので、ご報告いたします。

事務局長より、議案等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

会議録署名議員の指名

議長（宮下光晴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第112条の規定により、2番、高野長男議員、5番、小山福績議員を指名いたします。

会期の決定

議長（宮下光晴君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月13日開催の議会運営委員会において、本日12月3日から12月10日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を12月3日から12月10日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日12月3日から12月10日までの8日間と決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 日程第3、村長あいさつ。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成21年第4回麻績村定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

平成21年も残すところ1カ月余りとなり、年末を控え、何かと気ぜわしい時期となってまいりました。新型インフルエンザもここにきて流行の勢いを増しております。麻績村におきましても、現在こうした影響を受け、小学校の休校、保育園の休園という措置がとられております。

こうした中、今後流行を拡大させないためにも、予防措置を初めとする適切な対応が必要であり、児童や園児の健康管理はもとより、家庭や関係機関とも連携を密にしながら、対応に万全を期す考えでございます。

ご承知のとおり、昨年来の世界的金融危機を背景にいたしまして、景気浮揚に向け、緊急

経済対策がとられてまいりましたが、このところのデフレ傾向や円高、さらにこの時期における新卒者の就職内定率の低迷などを見ておりますと、まだまだ厳しい状況が続きそうです。

このような中、8月の総選挙を受けまして、新内閣が発足をし、聖域なき事業見直し等が行われ、今後の動向にそれぞれの関係者の注目が集まっております。仕分け作業などによりまして、新年度は公共事業を初めとして、予算措置も厳しくなることが予想をされます。幸い、麻績村におきましては、安全面から早急に対応が必要となった現在の公民館にかわる交流センターの建設、情報通信や地デジ対応から必要となった光ファイバーケーブルの整備事業など、時期を得て対応でき、今のところ財政負担等大きな問題がなく、進捗をしております。

また、他の緊急経済対策関連事業も順調に進んでおります。しかしながら、麻績村の新年度予算編成につきましては、国や県の方針等も十分考慮しなければなりませんけれども、厳しい状況が予想をされております。

このような中、村の活性化を図るための行政需要は拡大傾向にございます。しかし、今後引き続き、経常経費削減努力による健全財政の確立、公共事業の計画的推進、福祉の充実等に努めながら、行財政の効率的運営を目指す考えでございます。

今定例会では、専決処分案件、条例の制定、改正、廃止案件、平成21年度一般会計特別会計補正予算を初めとする議案を上程いたしますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

諸般の報告

議長（宮下光晴君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長報告として、各一部事務組合の平成20年度決算書を印刷しており、お手元に配付いたしましたので、よろしくお願いいたします。

なお、報告事項については質疑を行いませんのでご了承願います。

その他、報告がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） ないようですので、議事日程に従って会議を進めてまいります。

請願、陳情、要請等の委員会付託

議長（宮下光晴君） 日程第5、請願、陳情、要請等の委員会付託を行います。

この件につきましては、さきの議会運営委員会におきまして、それぞれ付託する委員会を決定しております。

第21 - 10号 非核三原則の法制化を求める議会議決・意見書採択のお願い、第21 - 11号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情、第21 - 14号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書、以上3件については総務経済委員会に、第21 - 12号 市町村国保の改善を求める陳情、第21 - 13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情、第21 - 15号 後期高齢者医療制度の即時廃止と2010年度の年金を減額せず生活実態に見合う支給を求める陳情書、以上3件については、社会文教委員会にそれぞれ付託いたしますので、委員会で審議をお願いいたします。

承認第1号～承認第5号の一括上程

議長（宮下光晴君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）から承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、提案理由説明、審議、採決については12月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

議案第1号～議案第6号の一括上程

議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第6号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）までを一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

本日は上程のみとし、提案理由説明、審議、採決については12月9日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認め、本日は上程のみと決定いたしました。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

平成21年第4回定例会12月議会第1日目を終了いたします。

この後、議会全員協議会にて、補正予算等提出議案について提出者より説明を受け、終了後、各委員会に分かれて付託案件の審議をお願いいたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時41分

平成21年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

平成21年12月4日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 塚原紀男君

2番 高野長男君

3番 若林今朝路君

4番 坂口和子君

5番 小山福績君

6番 宮下 聡君

7番 尾岸健史君

8番 宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（8名）

村 長 飯森文治君

副 村 長 市川浩史君

教 育 長 塚原勝幸君

総 務 課 長 立花幹司君

振 興 課 長 飯森 力君

住 民 課 長 柳原俊文君

観 光 課 長 臼井孝夫君

代表監査委員 花岡興男君

事務局職員出席者

議会事務局長 宮下勝富

書 記 葦澤慶一

開議 午前 9時00分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第4回麻績村議会定例会第2日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、市民タイムスより議会傍聴の申し出がありましたので、これを許可します。

議事日程の報告

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

一般質問

議長（宮下光晴君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問者は1名です。

それでは、発言を許可いたします。

高野長男君

議長（宮下光晴君） 2番、高野長男議員の一般質問を許可します。

2番、高野議員。

〔2番 高野長男君 登壇〕

2番（高野長男君） 質問させていただきます。

まず、第1点ですが、交通安全対策について、第2点目が有害獣対策について、第3点目が村営住宅の運営管理についてでございます。以上3点について質問いたします。

まず、交通安全対策ですが、麻績村内での交通死亡事故は、平成7年を最後に現在に至るまで5,200日を超え、現在のところ県下で4番目です。交通安全推進村の村民として誇りに思っているところであります。

これも交通安全協会の皆様のご努力はもちろんですが、数年前、福岡県で公務員が飲酒運転の未交通事故を起こし、幼い子供さん2人がとうとい命を亡くされました。メディアでは毎日のように報道し、国でも道路交通法を見直ししました。国民の皆様、また村民の皆さんがさらに交通安全に対する意識の高揚を持ったと思いますが、麻績村内での交通事故は毎年数件発生しております。

交通安全推進村として、交通事故ゼロを目指す、その施策としては広報による啓蒙、また道路改良、カーブミラーの設置等あると思いますが、最近目につくようになったのが、交差点、丁字路等通行人も車の運転手にも注意を促す道路面の塗装であります。交通安全推進の村として交通事故ゼロを目指す、その一つの施策として道路面の塗装を村内に広めていくことを提案いたします。村長のお考えをお伺いします。

次に、第2点目の有害獣対策について質問いたします。

麻績村ばかりでなく、日本全土で有害獣被害で悩まされておりますが、特に中山間地で農作物を栽培する者にとっては最も深刻な問題となっております。また、毎年数件あるクマの出没であります。今日までクマと車両の衝突事故はありましたが、人的被害は幸い今のところはありませんが、山間地で生活している村民にとっては害獣による農作物の被害、またクマと遭遇しないか、そんな思いで生活し、農作業をしております。そんなことから、これまでに有害獣対策について質問がありましたが、改めて質問いたします。

私が申すまでもありませんが、遊休荒廃地は高齢化による耕作放棄と害獣による農作物の被害で嫌気が差し耕作放棄とスパイラル化しております。そのことから、電牧さくを設置したところには補助金を出しておりますが、農家にとってはありがたい制度であり、今後も継続をお願いするところではありますが、この電牧さくで麻績村すべてを囲むことはできません。電牧さくにも限度があります。安心して農作物を栽培し、クマから村民の身体を守り、安心

して生活するには害獣を適正な個体数に調整する方法が必要と思います。ついては捕獲おりの増設を提案いたします。村長のお考えをお伺いします。

次に、3点目の村営住宅の運営管理について質問いたします。

質問の前にあらかじめ申し上げますが、平成21年11月13日の読売新聞の記事を一部引用させていただきます。2007年4月に、東京都町田市の公営住宅で起きた暴力団員の立てこもり発砲事件を受けて、国土交通省は同年6月、公営住宅からの組員の排除を都道府県に通達しましたが、長野県では入居制限が憲法が保障する法もとの平等に違反するおそれがあるとして慎重でありましたが、昨年10月、広島地裁が条例の合法性を認め、また今年10月には最高裁判決も合法性を認めました。これを受け、県内でも公営住宅から暴力団を排除する条例を定める自治体が増えているとの記事がありました。

こうした経過と現状を踏まえて、麻績村でも条例があれば何か事が起こったときには直ちに対処でき、安心できると思います。公営住宅暴力団排除条例を早急に制定すべきと思います。

以上、3点について村長のお考えをお伺いします。

議長（宮下光晴君） 答弁を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 2番、高野議員の一般質問にお答えをいたします。

最初に、交通安全対策について、交差点等道路面の塗装についてというご質問でございますけれども、交差点におきます麻績村内のカラー塗装につきましては、国道403号と大町麻績インター千曲線の交差がいたします中島橋の手前交差点がカラー舗装ということになっております。また、筑北村坂井地区の主要地方道、丸子信州新線と大町麻績インター千曲線の交差をいたします筑北村坂井支所手前の交差点も同時期に施工をされているといった状況でございます。

これは、交通量の割合の中で信号機までは必要ないけれども、交差点である視的感覚の中で交通安全を促すものというように考えられます。村道関連におきまして、この施工につきましては費用面にかなりの負担となってくるということもございまして、現時点においては必要箇所等の把握検討というものはなされておられません。

交通安全対策の一つといたしまして、貴重なご提言をいただきましたので、村内の交通安全対策を進めていただいております交通安全協会、また村道と交差する国道・県道の維持管

理者である松本建設事務所等の関係機関からもご意見をいただきながら、必要性を含め研究をしていきたいというように考えております。

次に、2番目の有害鳥獣対策について、捕獲おりの増設についてどう考えるかというご質問でございますけれども、ご承知のとおり現在までの麻績村内における有害鳥獣被害はイノシシの被害が最も多く、水田への被害は農業共済被害調査数値によりますと、12戸、16筆、98.6ヘクタールということになっております。畑等におきましては、ジャガイモ等イモ類への被害がございました。その他、シカでありますとか、ハクビシン、ムジナ、タヌキ等による自家野菜にも被害が出ておりますし、秋口にはクマによる果樹への被害も報告をされておるところでございます。また、被害対策による捕獲等につきましては、11月13日時点でイノシシが11頭、シカ15頭が捕獲をされております。

ご質問の捕獲おりの増設でございますけれども、設置のご協力をいただいております麻績日向猟友会の皆様のご協力によりまして、現在12基保有をしておりますけれども、設置場所を考慮すると移動が簡単にできないのが現状でございますので、現在はわなに変わって対策をしているという状況でございます。

わなの数量につきましては、平成16年度から本年度購入予定分を加えまして160基ほどになっておりますけれども、部品の補充等を補助する中で対策を講じていただいているところでございます。

今後におきましても、ご協力をいただいております猟友会の皆様と対策等を協議する中で進めていきたいというように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3番目の村営住宅の運営管理について、公営住宅暴力団排除条例制定についてどう考えるかというご質問でございますけれども、村営住宅の入居に対しての暴力団排除の取り組みにつきましては、平成19年6月の国からの通知、公営住宅における暴力団排除についてによりまして検討を重ねているところでございます。

県におきましては、平成21年4月1日に施行し、市町村に対しては本年6月に条例改正に向けた説明会が開催されまして、現時点では県内80市町村のうち8市町村が条例改正を行っているという状況でございます。

麻績村といたしましても、各市町村が統一した中で、やはりこれは広域的に実施をしていくべきであるというように考えております。改正ができるまでの間につきましては、入居募集等を慎重に行っていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、2番、高野議員の一般質問にお答えをいたしました。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 交通安全対策について再度質問いたします。

私も松本市内に数年前ですが、松本市に行ったときに、初めて交差点の道路面の塗装を見たとき、自然と慎重に運転したのを覚えておりますし、また私ごとですが、数年前に、ちょうどそのころですが、下田の機具置き場と渡辺石油の中間あたりのあのカーブですが、あそこで相手がカーブを曲がり切れずに、私のほうへ突っ込んできまして衝突した事故がございました。

そのときにも、こういう松本にあったようなこんなような塗装してあれば、相手も気がついて速度を落として、こんなことにならなかったんじゃないかなと、そんなことを思ったこともありまして、また、今の答弁の中には建設事務所等に聞いてと、そんな答弁がありました。私の思っているところも全部村道から県道、あるいは国道に出るようなところがほとんど危険なところだと思っております。建設事務所でも、麻績ばかりに黄色いマークをつける、そんな予算はないと思いますが、村民の身体を守るために村費でも行うべきだと、そんなふうに思いますが、お考えをお伺いしたいと、そんなふうに思います。

議長（宮下光晴君） 飯森振興課長。

振興課長（飯森 力君） 今ご質問受けた中で、今県で進めている部分は松本市の市内ところには若干あるわけですが、ほとんどが上の舗装面の塗料を塗るのではなくて、舗装自体をカラーにするということでございます。塗装でいきますと、雨降り等におきましては非常にスリップがしやすいということで、車の通る部分については余り塗装は今かけなくなってきているのが現状かと思っております。かける中でいきますと、やはり塗装の種類が違いまして、滑らないような塗装の部分で今白線等は引かれているというふうにお聞きしている中でございます。

そんな中で、国道、県道につきましてはやはり県の維持管理の中で行っていくということですので、そこら辺のところは本当に麻績村内は危険な箇所が多いということでございますので、そんな中で話し合いをする中で要請をすれば、順番待ちになるかと思っておりますが、できる可能性もあるということでございます。

そんな中で、村内の村道につきましても、今後協議する中で検討して、研究をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） 建設事務所に強く要請して、毎年少しずつでも広げていくようお願いしたいと、そんなふうに思います。

それから、有害獣対策でございますが、私ども農家も黙って見ているわけではございませんので、毎日夜車で巡回したり、電気をつけたり、あるいは爆竹を鳴らしたり、あるいはまた1枚1枚網を張ってイノシシから農作物を守ったりと、農家の人たちも一生懸命苦労しているところでございます。

そんなことで、我々農家にとっても本当に深刻な今問題でございます。先ほども答弁の中に、おりが重く、なかなか移動が難しく場所もないと、そんな答弁でございました。猟友会の皆様のご協力を得ながら、ひとつここで有害獣専門の職員の登用をお願いしたいと、そんなふうに思います。村長のお考えをお伺いいたします。

議長（宮下光晴君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） お答えをいたします。

ちょっとその前に、先ほど答弁の中で水田の被害の中で12戸、16筆、98.6ヘクタールというふうに申し上げましたけれども、12戸、16筆の98.6アールでございます。

さて、この有害鳥獣対策でございますけれども、ご指摘のとおり、村といたしましてもできるだけ被害を抑えるために、今までいろいろな対策を講じてまいりました。電気牧さくに対する補助でありますとか、わなの仕かける数を多くするとか、あるいはおり等も設置してきたということでございますけれども、被害がなかなかおさまるとい方向にはいっておらず、むしろ増えるという傾向にございます。

そういう中で、本年度は非常に電気牧さく等に対する補助の申請が多かったということで、自衛措置を講ずる農家も大分出てきたということでございますけれども、やはりそういうものを設置したところにおいては効果が出ますけれども、その横へいきますというと、逆に出てくるというような状況で、やはりこれは個々の取り組みとともに、ある程度その地域全体あるいは広域的な取り組みというものが今後必要になってくるのではないかとこのように考えております。

そうした中で、当然職員もそうしたものに対する意識、あるいはそういった知識の高揚が図られなければならないと、片手間にそういった対応をしているということでは、いよいよ間に合わなくなってきたという状況かと思えます。

したがって、職員の中にもそういった専門の知識、また具体的に村民の皆さんと色々な対策について相談窓口になれる、そういった体制づくりというものが今後求められて

くるといふように思います。

したがって、どのような対応でしていけばいいか、猟友会の皆さんを初め関係の皆さんとも、どういった方向が一番適切なのかということをお急ぎに検討させていただきまして、対応をさせていただきたいというように考えております。

議長（宮下光晴君） 高野議員。

2番（高野長男君） ぜひ、猟友会の皆さんも高齢化してございまして、また、猟友会の皆さんは一生懸命駆除のほうもやっただいてございしますが、所詮趣味と言えおかしいですが、趣味のほうはウエートを占めているのではないかと、そんなふうには思いますので、ぜひ職員の若い力をおかりしまして、農家のために一つでも、1頭でも2頭でも減らしていただくように、ひとつお願いいたします。

それから、村営住宅からの暴力団の条例のことですが、裁判で決まったとはいえ、これは人権の問題もあり、憲法でも保障されていることとございまして、慎重になるのは当然かと思っておりますが、条例がなければ、そういう人たちは条例のないところに入居する、そんな可能性がございまして。ぜひ早急に条例をつくっていただきたいと、そんなふうには思いますので、お考えをお伺いいたします。

振興課長（飯森 力君） 先ほど、村長の答弁のほうにもございしましたが、現時点で麻績村としても各市町村の広域の中で統一する中で実施ができればということとを考えてございまして、できるだけ早く条例改正ができるように努めたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（宮下光晴君） 2番、高野議員の一般質問が終了しました。

委員長報告

議長（宮下光晴君） 続いて、日程第2、委員長報告を議題といたします。

総務経済委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

宮下聡総務経済委員長。

〔総務経済委員長 宮下聡君 登壇〕

総務経済委員長（宮下 聡君） 総務経済委員会に付託されました陳情2件及び請願1件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第21 - 10号 非核三原則の法制化を求める議会議決・意見書採択のお願いについては、採択・意見書提出と決定しました。

広島・長崎の原爆被爆から64年経過し、原爆被害者の悲痛な願いを初めとして我が国の非核三原則を国是とする核兵器反対政策は世界中の国々、国民を動かし、幾度となく訪れる核兵器使用の危機を防ぎ、今核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めています。

今こそ我が国は、核戦争唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導役割を果たすときであり、被爆国として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえ、非核三原則の早期法制化の陳情趣旨に本委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定いたしました。

次に、第21 - 11号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する陳情については、採択・意見書提出と決定しました。

F A O (世界食糧農業機構) は、飢餓人口が10億人を超えたことを公表し、金融危機が途上国を含む国に悪影響を及ぼし、食糧危機は今後ますます深まるおそれがあると警告しています。

このような中で、これまでの輸入自由化万能論の立場では、深刻な世界の食料問題の解決はできない。それぞれの国が主要食料の増産を図り、食料自給率の引き上げを目指す以外の道はなく、農産物貿易の全面自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押しつけるW T O 路線の見直しを求められている。

日豪 (E P A) 、日米 (F T A) 両交渉はともに日本農業に壊滅的な打撃をもたらすことは明かであり、とうてい容認できない。

よって、政府はこれまでの E P A 、 F T A 推進路線を見直すことの陳情趣旨に本委員会は賛同し、採択・意見書提出と決定しました。

次に、第21 - 14号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願については、継続審査と決定しました。

この請願内容については、趣旨には賛同できるものの、現在の税制を考えたとき、白色申告では配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入されない。専従者として所得は上限がある。

特典のある青色申告に移行すれば従業者は上限なく給料として経費とすることができる。人権を認めるべき税制改正の請願ではあるが、税制全体の問題でもあり、政府における税制改革の動向を見きわめながら前向きに検討し、判断すべきものと考え、継続審査と決定しま

した。

また、あわせて継続審査申出書を提出するものです。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情2件及び請願1件の審査報告といたします。
議長（宮下光晴君） それでは、受理番号第21-10号 非核三原則の法制化を求める議会議決・意見書採択のお願い、第21-11号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進の反対する陳情、第21-14号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願書について、採決します。

ただいまの総務経済委員長の報告によると、第21-10号及び第21-11号の陳情は採択・意見書提出、第21-14号の請願は継続審査で、あわせて継続審査申出書が提出とされております。

委員長の報告どおり、第21-10号及び第21-11号の陳情は採択・意見書の提出、第21-14号の請願は継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第21-10号及び第21-11号の陳情は採択・意見書提出、第21-14号の請願は継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、社会文教委員会に付託しました審査の結果について報告を求めます。

坂口和子社会文教委員長。

〔社会文教委員長 坂口和子君 登壇〕

社会文教委員長（坂口和子君） 社会文教委員会に付託されました陳情3件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりであります。

第21-12号 市町村国保の改善を求める陳情、第21-13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情及び第21-15号 後期高齢者医療制度の即時廃止と2010年度の年金を減額せず、生活実態に見合う支給を求める陳情については、継続審査と決定いたしました。

後期高齢者医療制度の廃止を軸に医療制度の議論が活発になっていますが、委員会付託された3件の陳情は、2008年4月から実施された後期高齢者医療制度の影響を受けて廃止を求めるものであります。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを切り離して、すべての高齢者から保険料を徴収、別立ての診療報酬の設定、高齢者の人口割合により保険料が上がり、滞納者にはこ

れまで国保では対象から除外されていた資格証明書を発行し、窓口で医療全額負担させるといふものです。今後も保険料は2年ごと上がることが想定されます。医療、介護などの社会保障は年々上昇を見せ、低年金者等の生活に影響を及ぼすことにもつながります。

しかし、後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻したとしても、市町村国保の負担は多く、国の負担を増やさなければ、市町村国保の健全な発展を保障されるものではありません。

8月の総選挙では、後期高齢者医療制度の廃止を掲げた政党が大きく議席を伸ばし、政権が交代されました。参議院では廃止法案が可決されていますが、制度を据え置き、新しい医療保険制度の創設する政府の動きもあります。

本委員会は、陳情の趣旨である後期高齢者医療制度の廃止については政府の今後の動向と状況を見きわめた上で判断すべきものとし、継続審査と決定いたしました。

また、あわせて継続審査申出書を提出するものであります。

以上、社会文教委員会に付託された陳情3件の審査報告といたします。

議長（宮下光晴君） 第21 - 12号 市町村国保の改善を求める陳情、第21 - 13号 後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情、第21 - 15号 後期高齢者医療制度の即時廃止と2010年度の年金を減額せず、生活実態に見合う支給を求める陳情書について採決します。

ただいまの社会文教委員長の報告によると、第21 - 12号、第21 - 13号及び第21 - 15号の陳情は、それぞれ継続審査で、あわせて継続審査申出書が提出されております。

委員長の報告のとおり、第21 - 12号、第21 - 13号及び第21 - 15号の陳情は継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、第21 - 12号、第21 - 13号及び第21 - 15号の陳情は継続審査とすることに決定いたしました。

散会の宣告

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程はすべて終了いたしました。

以上で、平成21年第4回麻績村定例議会第2日目を散会といたします。

このあと15分休憩をとり、議員控え室で勉強会を開催いたします。
大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時40分

平成21年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

平成21年12月9日（水）午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の説明

日程第1 承認第1号～承認第5号まで一括

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）

日程第2 議案第1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第2号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第3号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第4号）

日程第5 議案第4号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第5号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第7 議案第6号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

日程第8 発議第1号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出について

日程第9 発議第2号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求め、日米 F T A の推進に反対する意見書の提出について

日程第10 発議第3号 議会議員の派遣について

日程第11 閉会中の継続審査申し出について

出席議員（8名）

1番	塚原紀男君	2番	高野長男君
3番	若林今朝路君	4番	坂口和子君
5番	小山福績君	6番	宮下聡君
7番	尾岸健史君	8番	宮下光晴君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（7名）

村長	飯森文治君	副村長	市川浩史君
教育長	塚原勝幸君	総務課長	立花幹司君
振興課長	飯森力君	住民課長	柳原俊文君
観光課長	臼井孝夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長	宮下勝富	書記	葦澤慶一
--------	------	----	------

開議 午後 1時30分

開議の宣告

議長（宮下光晴君） お疲れさまでございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、平成21年第4回麻績村議会定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の説明

議長（宮下光晴君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

承認第1号～承認第5号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について）、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について）、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について）、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（麻績村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について）、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について）を関連がありますので一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） それでは、承認第1号から承認第5号までの提案理由を一括して申し上げます。

5承認案件とも、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

国の人事院におきましては、平成21年8月11日付で国会及び内閣に対し、国家公務員給与の改定を勧告いたしました。本年は厳しい経済雇用情勢が民間の給与に反映されたことを受けて、公務員と民間の給与比較において例月給、特別給のいずれも公務員が民間を上回っていることが明らかとなりました。そのため、例月給について俸給表の引き下げ改定を行うとともに、自宅にかかる住居手当の廃止を行うことといたしました。また、特別給についても、年間で0.35カ月分引き下げることといたしました。これらにより、職員の年間給与は平均で2.4%の引き下げという厳しい内容の勧告となっております。

なお、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改定を踏まえて、超過勤務手当の支給割合等について所要の改正を行うこととなっております。

地方公共団体においても、前述の事項に留意の上、適切な対応をとるよう要請がございました。

これを受けまして、麻績村においても給与改定を国に準じて行うこととしたものでございます。勧告事項のうち、特別給では一般職の職員では6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、既に調整を行い実施済みであります。12月における期末手当及び勤勉手当では、現行2.35カ月の支給率を0.15カ月減じ2.2カ月とするものであります。

また、特別職の職員で常勤の者の支給率につきましても、6月の期末手当については実施済みでありますし、議会議員各位におかれましてもご理解いただき、同様に6月の期末手当につきましても支給率の減を実施させていただきました。12月の期末手当について、特別職の職員で常任の者についても、人事院の要請もあり、これに準じて減額改定を行うこととしました。現行1.7カ月分を0.1カ月減じ1.6カ月とするものであります。

また、議会議員各位におかれましても同様の減額の措置をとらせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。現行1.7カ月分を0.1カ月減じ1.6カ月とするものであります。

次に、一般職の職員の例月給についてであります。人事院の勧告どおり俸給表の引き下げ改定を行うとともに、自宅にかかる住居手当の廃止を行うこととしました。また、任期付職員の給料表についても引き下げ改定を行うものであります。時間外勤務の割増賃金率等についても、超過勤務手当の支給割合等について所要の改正を行うこととしました。

以上、5承認案件とも人事院勧告による所要の改定を行い、平成21年11月27日専決処分を行い、30日に告示したものであります。

改正条例の施行につきましては、議会議員関係、特別職の職員で常勤の者、一般職の職員及び任期付職員の給与関係の改正条例は12月1日適用とするものであります。時間外勤務の割増賃金率等の改正条例は、平成22年4月1日適用とするものであります。

よろしくご審議のほど、お願いをいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

承認第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第1号は原案どおり可決いたしました。

続いて、承認第2号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第2号は原案どおり可決いたしました。

続いて、承認第3号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第3号は原案どおり可決いたしました。

続いて、承認第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第4号は原案どおり可決いたしました。

続いて、承認第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、承認第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、承認第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第1号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第2、議案第1号 麻績村聖高原観光施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第1号 麻績村聖高原観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

聖観光交流施設の建設は、平成20年度国の地域活性化生活対策臨時交付金で2月の臨時議会で予算補正計上し、平成21年度へ繰り越して建設工事を行っていったものでございます。21年8月3日竣工検査を行い、村の施設となりましたので、聖高原観光施設とするため条例の一部改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第1号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第1号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

議案第2号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第3、議案第2号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第2号 麻績村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

福祉医療費受給対象が医療の提供を受けた場合に、給付金に相当する金額を医療機関に支払った後、村に申請を行い給付を受けている現行制度を、給付金相当分の請求を医療機関が村に直接行えるように制度を改正するものであります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

議案第3号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第4、議案第3号 麻績村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第3号 平成21年度麻績村一般会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

平成21年度も8カ月ほどを経過しましたが、事務事業も順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました部分につきまして予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

歳入については、地方交付税では普通交付税の確定による未計上額の補正計上を、国庫支出金では光ファイバーケーブル設置事業に係る地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を、県支出金では福祉医療費及び新型インフルエンザ予防接種事業に係る補助金、防災情報通信設備整備事業交付金を、財産収入では20年度に行った間伐搬出材の売払金を、それぞれ見込み補正計上いたしました。

歳出について主な項目を申し上げます。

総務費では地域情報通信基盤整備事業、いわゆる光ファイバーケーブル設置事業の執行にかかわる関連事業費、村議会議員一般選挙にかかわる経費の不用額を、民生費では心身障害者福祉医療費の不足額、保育園運営にかかる費用の不足額を、衛生費では新型インフルエンザ予防接種補助金を、農林水産業費では森林造成事業補助金を、商工費では商工会地域振興券補助金、シェーンガルテンおみの交流施設改修工事費不足額、聖湖畔公衆トイレ合併浄化槽改修工事費、スキー大会タイム計測に係る機器等の購入費用を、土木費では経済危機対策臨時交付金事業における道路改良等工事費の増額を、消防費では同報無線関連機器の修繕に係る費用、防災情報通信設備整備事業費を、教育費では教育問題検討委員会委員報酬、小学校外国語活動導入に伴う教材等整備事業関係費を補正計上いたしました。

予備費では、平成21年度後半における各種事業の執行に伴う財源確保のため、一般財源の残額を全額予備費計上といたしました。

補正額は、4億4,541万1,000円の増額であります。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第3号について質疑のある方の発言を求めます。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 4番、坂口です。

歳出のほうで、6ページの総務費、今、村長説明にもありましたけれども、光ファイバーの件ですけれども、国のほうからきているお金もありますけれども、この事業の貫通、完遂、完全に行うに当たっては住民の人たちへの情報提供、それと理解が十分なされることが大前提だと思います。

それで、地域説明も各地区で終わっていますし、それに対する反応がどうか。それから、その村全体で村民の人たちの考え方の中にどんなものがあつたかというような情報提供も、全協のときの説明では1月の区長会にというようなことを言っていましたけれども、地域説明が終わったのが既に11月に終わっているとすれば、そのまとめの村民全体に対する情報提供が遅いのではないかと思います。

一方、予算的にこうやってどんどん進んでいくということは、私自身もちょっと不安があ

りますし、それから住民に対しての説明の中でも非常に不安なところもありますので、それからもう一つ、国のほうでも今事業仕分けとかいろいろ来年度の予算についても問題になっているところがたくさんありまして、今後この事業の国からの補助というか支援金に対しても非常に不透明なところがあると思いますけれども、村長の考えを一括してお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 飯森村長。

村長（飯森文治君） 光ファイバーケーブルの整備事業に対する考え方ということでございますけれども、これにつきましては、ただいまご指摘のありましたように住民説明が一通り終わったという段階でございます。そして、その後につきましては既に住民説明のときにも申し上げましたとおり、各戸に今後その事業に対してどういう要望、工事の内容等も含めましてどういったものがあるかということをそれぞれ各戸調査をするというところまで住民説明会ではお話をしてございます。

国のほうの予算等の最終決定、また今後の事業の進め方等につきまして必ずしも村のほうでもまだ把握できていない部分があるというようなことで、工事の進め方につきましても当初計画したよりも若干どうも先に延びそうだというような情報も聞いておりますけれども、今のところまだ確定はしていないという状況でございます。

したがいまして、これから事業を進める上でそうした情報提供、それからどんな要望があったかということにつきまして、今後広報等を通じまして村民の皆さんにはお知らせをしたり、そして今後の事業の進め方も具体的になればあらかじめお知らせをして、混乱のないように持っていきたいという考えでございます。

議長（宮下光晴君） 6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 6番、宮下 聡。

今関連なんですけど、この前の全協の説明がありましたとおり、ちょっと確認のためにお聞きしますが、この国庫補助に関しては情報基盤整備交付金が9,900万円、公共投資臨時交付金が1億7,820万円と、これは一応内示というような形で出されたわけですが、今、坂口議員も言いましたとおり、非常に国のほうの予算見直しの中で非常に不透明だと。最初の予定でいきますと、当初計画でいきますと、今回の出された金額が4,200万円ほど減額となっている。それで、今後の交付決定は、この前の総務課長の話では1月初旬から中旬ごろ決定されるというような話をされました。その見通しについてはどう判断しておりますか。

議長（宮下光晴君） 立花総務課長。

総務課長（立花幹司君） お答えいたします。

ご存じのとおり、総体に事業の進展が遅れております。国の交付決定というのが遅れているわけですが、審査の対象が百幾つもあるということで、総務省のほうで細かく中身のチェックをして、それぞれ精査をしているという段階のようでございます、それが全部終わるのがやはり12月いっぱいばかりそうな予定のようでございますので、議員さんのおっしゃるとおり1月に入ってからというふうな交付決定になるかと思えます。

大分想定した時間、日程より遅れておりますので、年度内の来年の3月までの設計の仕上げというものができかどうか微妙な状況でございます。ですから、今回の補正を行いました事業費につきまして、繰り越しで設計は契約発注をし繰り越し、それから工事費については予算計上のみでの全額未契約で繰り越しというような形になるんじゃないかなという推定でございます。それによりまして、工事全体の仕上がりぐあいが22年12月までにできるかどうか。といいますのは、どこも全部同じでございます、国の交付決定を待って仕事を進めていくということでございますので、業者あるいは資材の調達、もろもろが競合してくるわけございまして、競合します関係でやはり逐次仕事を行っていくというようなことにもなってしまうかと思えますので、最悪の場合には23年3月までというふうな見通しも持っていなければならぬかなというふうな現在の状況でございます。

いずれにいたしましても、村民の皆さんは、早く地デジをケーブルで見たいという希望が村民の説明会を行った場合に出ていたわけですが、もろもろの情勢で遅れてきておりまして、まことに恐縮なわけでございますけれども、ご理解賜りましてよろしく願いたいと思います。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 同じく6ページのバス停の件ですけれども、桑関のところのバス停と野田沢のバス停が、新しくなりまして、私も見せていただきまして非常にいいバス停だなと思いました。

それで、住民の方の声の中に、まだほかにやはり高齢者にやさしい事業として福祉バス等を高齢者の方も乗りおりが便利のように役場とかいろいろなところにバスを回していただいておりますけれども、特にやはり私が聞いたところでは郵便局のところ、それから聖高原の湖畔のところ、あの2カ所にはバス停がほしいという声を聞きました。

私も、実際にバスに乗って運転手さんに説明を聞きながら各路線を回らせていただきまし

て、やはりああそうかな、乗降の多いところはここだここだということも聞きましたし、必要かなということも感じました。

そこで、今回補正でおりておりますけれども、この2棟について建設費がどのくらいだったかということが一つ。それから、来年度の予算に関しては、このバス停について考えていただくような提案もあわせてしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） バス停の建設につきましてはいろいろと条件等もあるわけがございますし、使う方の利便性という中で特定の方というのにも出てくるわけがございますが、局の前とか聖湖畔というのは観光客あるいは村民全体的な形の方がお使いになるというようなところもございまして、地域での今までもあるような地域でバス停をつくってもらっているというふうな方策はなかなか難しいかなというような気もいたしますので、今後検討してみたいと思っております。

ちなみに日向支所の前が94万5,000円でございます、事業費。大きさが2メートル掛ける3メートルの大きさということでございます。それから桑関の穴水のバス停につきましては71万4,000円、1.5メートルの2メートルという大きさでございます。当初は安くあがるかなというようなことで、プレハブといいますが、今はやりのポールでつくる格好いいのがありますが、それで予定したわけでございますが、1カ所百四、五十万円というような大きな額で、見た目に金額が大き過ぎて、どうも首をかしげたところでございまして、しからばほかの方法ということで、木材でというふうなことでプロポーザル方式での提案をいただきまして、木造で、ちょうどガッターにある保育園の子供や小学生が使うバス停がございまして、あれと同じようなものでということにしたわけでございます。それでも94万円ほどかかるとのこと。小さくなれば71万円というくらいでございますが、結構な額がかかるわけでございますので、来年度に向けてどのような方向でいくか模索をしていきたいかなというところでございます。

以上でございます。

議長（宮下光晴君） ほかにございますか。

6番、宮下議員。

6番（宮下 聡君） 6番、宮下 聡。

歳出の14ページ、消防費の節の15の県単補助工事費請負についてということで、このごろの全協でお話もありましたとおり、この防災情報通信設備整備事業1,220万円という、こ

れの整備の内容についてももう一度ご説明をお願いしたいと思います。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） この防災情報通信、設備の整備ということでございますが、国民保護法が制定されたわけございまして、それに基づくとところの緊急の場合の情報を速やかに地域住民にお知らせをするというシステムでございます。

それだけではもったいないわけでございますので、災害関係の地震ですとか、あるいは大雨による水の出方ぐあいですとか、そういうものにかかわるところの国のほうでの一斉的に流す部分が多いわけでございます。

今回の場合には、国から直接、特に地震の関係につきましては気象庁で全国一斉に発表いたしますが、そのときに発表になったものが人の手を介さずに国からの電波を受信して、速やかに村の防災無線へ通じて流すと、こういうシステムにしております。

それから、国民保護法の部分では、有事の場合の避難の部分につきまして、速やかに国民に情報を流していくというのが一つございます。それもあわせてやっていくわけでございますが、昨今では地震の関係で秋田県とか青森県のほうで、失礼しました、これは北朝鮮のミサイルの発射の部分でございまして、警報が誤報で流れたという中に人間を介さないものですから、国から来た情報はすぐ流れたというようなことの中であったわけでございますけれども、誤報でよかったなということなんですが、現実的には1時間ほどおくれでそういうミサイルが発射されたというのが流れたわけでございますが、そういう国民保護上で早く情報をお知らせすると。中に人間を介しますと、役場の職員等を介していきますと情報の取捨選択ということがあり得るとということの中で、国の基本の中では国から受けた電波は直接地域情報防災無線で流しなさいというのがございまして、村のほうでは、麻績村ではそのシステムを取り入れてやっていくということにしております。

そんなことでございますけれども、ただ、通報を受けてというか、国からの電波を受けて防災無線で流していく間にタイムロスが若干出ますので、18秒ほどと言われておりますが、地震の場合には18秒ありますと、直下型ですと間に合わないということが生じます。遠くの場合ですと余波を受けて、それを察知してから流していくと若干間に合う時間も出てこようかと思いますが、いずれにしましても多方面に防災情報無線を国からのものを速やかに国民あるいは村民に流していくというシステムでございますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） この計画は、この前19年3月に出された麻績村国民保護計画という、この一環の事業として取り組みということですかね、国のほうからは。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 国民保護法というのは国の責務においてというような中でございますので、村でつくった基本も参考にしながらということで、両方連携しているようなものでございます。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） そうすると、この前出されたこの計画ですね、計画、これに沿ってということになると、通信の確保、それと情報収集、提供等の体制整備というようなことにかかわって、この計画に基づいた情報収集のための整備をなさないと、そういう解釈でよろしいですか。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 麻績村独自では情報収集というのはなかなか小さい村でございますのでできないので、国のほうで情報を収集していただいたその結果を村のほうへ流してもらったものを村のほうの情報として直接流していくと、こういうふうなシステムでございます。

その関係で、本来事業費全額国で持っていただける部分であろうかなと想定しておりましたが、若干村の持ちもございますけれども、一応情報収集の一環という中では国からきた情報を速やかに流すということのシステムでございます。

議長（宮下光晴君） 宮下議員。

6番（宮下 聡君） そうすると、国からの交付金が813万7,000円、その差額が406万3,000円という、これが村負担になるわけですが、今後こういった国民保護法に基づいた事業がこれから国のほうからもそういう指示でくると思うんですよ。それもやはり村負担を入れた中で、今回のこの事業は国からの補助程度の事業ではできないわけですか、400万円もそこへプラスしなければならないという、その辺を。

議長（宮下光晴君） 総務課長。

総務課長（立花幹司君） 国のほうから希望の調査がございまして、全国で調査したわけですが、思ったより予算を確保したよりも希望する町村が多かったということで、事業費の査定をされてしまったという部分でございます。本来なら全額国で持っていただけるべきものなんですけど、予算上のこともあるので、ぜひ地域のほうでもご協力をというふう

なことになりまして、査定された額でいかにざるを得ないかなというところを見たわけでございますので、よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

4番、坂口議員。

4番（坂口和子君） 坂口です。

歳出の9ページの民生費の7番の心身障害者の件ですけれども、今回補正で地域活動支援センターの運営委託料というのが補正で43万8,000円上がっております。これに関しては、当初予算でも182万円ありまして、全協の説明会ではメンバーが増えたというご説明もありましたけれども、やまぼうし、オアシス等、対象者が何人と、それぞれどのように分担され振り分けてあるのか、数字がわかったら教えていただきたいと思います。

議長（宮下光晴君） 柳原住民課長。

住民課長（柳原俊文君） それではお答え申し上げます。

まず、やまぼうしの関係でございますけれども、当初予算が108万円、プラス今回が19万円の補正でございます。利用者人数でございますけれども、やまぼうしは、当初は4名で計算してございます。それから、今回補正につきましては1名が増えた分は5月からということでございまして、その分を計上させていただいてございます。11カ月分ということでございます。

それから、オアシスでございますが、これにつきましては当初やはり4名ということで動いております。今回につきましては、利用日数が増えたということでの補正ということをお願いしたいということでございます。

といたしますのは、当初の予算につきましては週に1回、都合4回から5回という形になりますけれども、そちらのほうで計算をしておったんですが、今、利用者さんのほうにおきましては週2回利用ということになっておりまして、これにつきましては11月から来年の3月の5カ月分を一応計上させていただき、そのふえた分につきましては補正計上ということで、今回24万7,500円という額を、失礼しました、先ほどの金額も、やまぼうしにつきましては24万7,500円、それからオアシスにつきましては19万円の補正ということで、合計合わせて43万8,000円の増ということでの補正予算ということをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（宮下光晴君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

議案第4号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第5、議案第4号 麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第4号 平成21年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、高額共同事業交付金の減、保険事業個人負担金の減額を、歳出については、一般被保険者療養給付費の不足額、退職被保険者等療養給付費の不用額、退職被保険者等高額療養費の不用額を補正計上いたしました。

補正額は96万3,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第4号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは、議案第4号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

議案第5号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第6、議案第5号 平成21年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第5号 平成21年度下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、一般会計からの繰入金の減額を、歳出については一般管理費の不用額、浄化槽整備推進事業維持管理費の不用額を補正計上いたしました。補正額は28万1,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第5号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり]

議長（宮下光晴君） それでは、議案第5号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決いたしました。

議案第6号の説明、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第7、議案第6号 平成21年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 議案第6号 平成21年度水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入については、一般会計からの繰入金金の減額を、歳出については、一般管理費の不用額を補正計上いたしました。補正額は52万3,000円の減額であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（宮下光晴君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

議長（宮下光晴君） 質疑を行います。

議案第6号について、質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、議案第6号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

よって、全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

発議第1号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第8、発議第1号 非核三原則の早期法制化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり可決いたしました。

発議第2号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第9、発議第2号 EPA・FTA推進路線の見直しを求め、日米FTAの推進に反対する意見書の提出についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第2号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第2号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり可決いたしました。

発議第3号の上程、質疑、討論、採決

議長（宮下光晴君） 日程第10、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） それでは、発議第3号について質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（宮下光晴君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

閉会中の継続審査申し出について

議長（宮下光晴君） 日程第11、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（宮下光晴君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

村長あいさつ

議長（宮下光晴君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

ここで村長からあいさつがあります。

飯森村長。

〔村長 飯森文治君 登壇〕

村長（飯森文治君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

12月3日から10日までの8日間を会期とする平成21年第4回麻績村定例議会におきましては、提案を申し上げました専決処分案件、条例、一般会計、特別会計補正予算ほか、慎重にご審議をいただき、原案どおりお認めをいただきましたことに心より御礼を申し上げます。

ことし1年を振り返ってみますと、昨年来の世界的な金融危機打開や将来に向けての地球温暖化防止などの取り組みなどを初め、重要課題が山積する中、国の内外ともにさまざまな変化のあった年でございました。

こうした中、麻績村におきましては、本年度予算、事業計画に基づき各種事業を円滑に推

進ることができました。また、9月に議会改選があり、10月1日から新議会となりましたけれども、議員の皆様方には議会活動に対しましてご尽力いただいておりますことに心から敬意を表する次第でございます。

また、村政の執行に対しましてご理解いただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

新年度の地方自治体関係予算に関する国の方針も必ずしも明確でない中、地方自治体を取り巻く情勢は楽観を許さないわけでございますけれども、健全財政を堅持し、今後とも計画的に着実に麻績村の発展を図っていく必要がございます。

議員各位におかれましては、村政発展のために今後とも一層のご理解、ご協力を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

今定例会、まことにありがとうございました。

閉会の宣告

議長（宮下光晴君） 以上で、本日予定いたしました議事日程はすべて終了いたしました。

今期定例会の会期は、12月10日までであります。審議事項がない場合は10日をもちまして、平成21年第4回麻績村議会定例会は自然休会となります。

以上で、平成21年第4回麻績村議会定例会第3日目を散会し、今期定例会を閉会といたします。

なお、このあと事務連絡会議がございますので、若干休憩を挟みまして議員控室の方にお集まりをください。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時23分